

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌日
に当り
は、
おとし
る日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 国定公園の公園事業の一部の決定(自然保護課)
土地改良区の役員就退任(三件)(農村整備課)
土地改良区の定款の変更の認可(〃)
保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)
保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 教 委 告 示
- ◇ 公 告 土地収用法による裁決手続の開始の決定(管理課)
- ◇ 正 誤 平成五年三月鳥取県告示第三百十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百六十五号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に

基づき、水ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公園事業の名称 位 置

春米宿舍 八頭郡若桜町(春米)

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 居 川 義 雄 気高郡気高町大字下光元三二六一

平成四年十月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤 本 久 雄 気高郡気高町大字下光元五六八―二

平成五年三月二十二日就任 任期平成六年三月二十五日まで

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 倉 繁 久 雄 倉吉市大原六九

山 崎 登 倉吉市大原一九〇

山 脇 弘 倉吉市大原二三〇―一

土 井 由 友 倉吉市大原二四一

山 本 正 雄 倉吉市大原六二五

柴 田 高 春 倉吉市大原五九六

涌 島 悦 夫 倉吉市上余戸二二三

門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸四六二―一

涌 島 春 義 倉吉市栗尾二三六

監事 倉 繁 博 信 倉吉市大原二五四

門 脇 一 栄 倉吉市上余戸一四九

平成五年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 倉 繁 久 雄 倉吉市大原六九

山 崎 登 倉吉市大原一九〇

山 脇 弘 倉吉市大原二三〇―一

土 井 由 友 倉吉市大原二四一

山 本 正 雄 倉吉市大原六二五

柴 田 高 春 倉吉市大原五九六

涌 島 悦 夫 倉吉市上余戸二二三

門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸四六二―一

涌 島 春 義 倉吉市栗尾二三六

監事 倉 繁 博 信 倉吉市大原二五四

門 脇 一 栄 倉吉市上余戸一四九

平成五年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 青木充宏 鳥取市江津六六八

” 松下清寿 鳥取市江津六二八

” 中村幸治 鳥取市江津六五四

” 吉田和夫 鳥取市江津四〇〇

” 岡本幸男 鳥取市江津六八一

” 木下衛作 鳥取市秋里八一〇

” 木下博文 鳥取市秋里八〇九

監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七一一

” 山形英生 鳥取市秋里八一四

平成五年四月十二日退任

就任した役員の名及び住所

理事 青木充宏 鳥取市江津六六八

” 松下清寿 鳥取市江津六二八

” 中村幸治 鳥取市江津六五四

” 吉田和夫 鳥取市江津四〇〇

” 岡本幸男 鳥取市江津六八一

” 木下衛作 鳥取市秋里八一〇

” 木下博文 鳥取市秋里八〇九

監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七一一

” 高田忠治 鳥取市江津六三五

平成五年四月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成五年五月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六九三の五〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七五〇の一、一七五一の一、一七五二の

一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字長谷松四三四の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字新莊越山八九二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

鳥取県告示第四百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月十六日 鳥取県指令受鳥土維第六百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳吉字墓原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年五月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年五月二十四日（月） 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成5年5月21日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

- 1 起業者の名称
鳥取県知事
- 2 事業の種類
一般河川日野川水系大川改修工事及び一般国道181号（福市橋）改築工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成5年5月11日
- 4 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人
(1) 収用しようとする土地

| 土 地 | | 地 | | | | 土 地 所 有 者 | | | 土地に関して権利を有する関係人 | |
|---------------|--------|-----|-----------|---------|-------------------------|-----------|---------------|-----------------------------|---|-----------|
| 所 在 地 番 | 地 番 | 地 目 | 全筆の地積 (㎡) | 実 測 | 使用裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡) | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | |
| | | | | | | | | | | 土地登記簿上のもの |
| 米子市福市字 小深田 | 1676 | 宅 地 | 5432.05 | 5826.36 | 608.14 | 東光産業有限公司 | 米子市皆生 1726 | 米子信用金庫 成 秀雄 | 米子市東福原338—1 西伯郡淀江町大字小波1200—1 | |
| ” | 1679—2 | 田 | 1779 | 1705.04 | 354.03 | 山川忠善 | 米子市皆生 1726 | 東光産業有限公司 有 限 公 司 加藤久史 | 米子市皆生1726 米子市皆生1726 西伯郡西伯町大字福成647 | |
| ” | 1679—5 | ” | 1001 | 1069.82 | 839.54 | 石原 勲 | 米子市諏訪 514 | なし | | |

(2) 使用しようとする土地

| 土 地 | | 地 | | | | 土 地 所 有 者 | | | 土地に関して権利を有する関係人 | |
|----------------|------|-----|-----------|---------|-------------------------|-----------|----------------|--------|-----------------|-----------|
| 所 在 地 番 | 地 番 | 地 目 | 全筆の地積 (㎡) | 実 測 | 使用裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡) | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | |
| | | | | | | | | | | 土地登記簿上のもの |
| 米子市福市字 小深田 | 1676 | 宅 地 | 5432.05 | 5826.36 | 28.89 | 東光産業有限公司 | 米子市皆生 1726 | 米子信用金庫 | 米子市東福原338—1 | |
| 米子市福市字 南御所原 | 119 | ” | 311.74 | 315.22 | 88.56 | 坂井 武 | 米子市福市 583—6 | 広島雅子 | 米子市西福原1107—3 | |

正 誤

平成五年三月鳥取県告示第三百十二号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
四 下 七 字 後 谷 字 参 後 谷